

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が行った行政文書開示決定における対象行政文書の特定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 19 年 1 月 21 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、平成 18 年 12 月 8 日付け管理第 44 号による行政文書開示決定（以下「別件処分 1」という。）、同日付け管理第 45 号による行政文書部分開示決定（以下「別件処分 2」という。）及び同日付け砂防第 65 号による行政文書部分開示決定（以下「別件処分 3」といい、別件処分 1、別件処分 2 及び別件処分 3 を「別件処分」と総称する。また、別件処分に係る開示請求を「別件請求」という。）において、本来は適正に開示すべき行政文書であるにもかかわらず、実施機関が適正に開示しなかった行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、土木部土木整備局砂防室（以下単に「砂防室」という。）が保有する次の行政文書（以下（1）の行政文書を「本件対象文書 1」、（2）の行政文書を「本件対象文書 2」、（3）の行政文書を「本件対象文書 3」といい、これらを総称して「本件対象文書」という。）を特定し、行政文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 19 年 2 月 6 日付けで異議申立人に通知した。

- （1）平成 18 年 4 月 11 日付け「平成 17 年度急傾斜地崩壊危険区域の指定実績について（報告）」
- （2）紅葉谷川庭園砂防
- （3）平成 18 年 7 月 25 日付け「砂防指定地の指定の解除について（進達）」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 19 年 3 月 11 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの。）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件対象文書以外に、本件請求の対象となる行政文書が存在するため、その開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求に係る開示請求書に記載したとおり、本来は適正に開示すべき行政文書を再度開示しなかったという疑義がある。

別途、平成18年12月8日付け砂防第64号による行政文書部分開示決定で示された簡易文書処理簿（以下「別件簡易文書処理簿」という。）によれば、①起案者：〇〇、受信者名：国土交通省砂防計画課、件名：資料、通数：1、施行方法：郵送、施行月日：平成18年6月16日、②起案者：〇〇、受信者名：国土交通省砂防部、件名：資料、通数：1、施行方法：郵送、施行月日：平成18年7月26日及び③起案者：〇〇、受信者名：国土交通省、件名：資料、通数：1、施行方法：郵送、施行月日：平成18年9月26日の少なくとも3件の行政文書を国土交通省宛てに発送していると考えられる。

これらの行政文書は、平成19年1月4日付け異議申立書（以下当該異議申立書に係る異議申立てを「別件異議申立て」という。）で例示した2件の行政文書以外のものだが、いずれの行政文書も平成18年12月27日の閲覧時に意図的に開示されなかったという重大な疑義がある。平成18年8月22日付け国河政第225号の裁決書（訴えの提起期限を経過）により、広島県が強行した不許可処分が違法であることが確定した不当な砂防行政のみならず、条例の運用面においても絶大な裁量権を濫用する砂防室長に対して嚴重に抗議する。

本件請求に係る開示請求書にも記載したとおり、本来は適正に開示すべき行政文書を一方的に開示しなかったことに起因する（ア）平成18年12月27日の苦情申立、及び（イ）別件異議申立てのいずれかについても広島県が無視する態度を継続することから本件請求を行ったにもかかわらず、度重なる行政文書の隠匿行為は、広島県が組織的に私を虫けら扱いしているものと受け止めざるを得ない。

条例などに従い、速やかに適正な開示を行うよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、異議申立人による平成18年4月1日から同年9月30日までの期間において砂防室及び土木部土木整備局道路河川管理室（以下単に「道路河川管理室」という。）が国土交通省から取得した行政文書及び国土交通省宛てに作成した行政文書に関する別件請求に対して、別件処分を行ったところ、これを不十分として異議申立人が本件請求を行ったため、本件対象文書を特定して開示したものである。

本件処分により実施機関としては、本来開示できない個人情報等を除き、異議申立人が求める行政文書は全て開示していることから、本件処分は正当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求に至る経緯について

本件請求は、別件請求に対する別件処分において適正に開示されなかった行政文書が存在するとして、その開示を求めたものである。

当審査会において別件請求に係る開示請求書を見分したところ、別件請求は、平成18年4月1日から同年9月30日までの期間（以下「本件対象期間」という。）において実施機関の特定の部署が国土交通省から取得した行政文書及び同省宛てに作成した行政文書（電話などによる聞き取り内容を記録した書類やメールなどを含む。）の開示を求めるものであった。これに対して道路河川管理室は別件処分1及び別件処分2を、砂防室は別件処分3を行ったことが認められる。

また、別件処分に対しては別件異議申立てが提起されており、その内容は別件処分において開示されなかった行政文書が存在するというものであり、その一例として平成18年12月8日付け文法第4号の行政文書部分開示決定で開示された文書発送簿（以下「別件文書発送簿」という。）に記載の次の2件の行政文書が例示されていた。

- (1) 文書番号「1」、発送月日「18. 4. 11」、受信者名「国土交通省河川局砂防部保全課長」、標題「平成17年度急傾斜地崩壊危険区域の指定実績」
- (2) 文書番号「26」、発送月日「18. 7. 25」、受信者名「国土交通省」、「砂防指定地の指定の解除」

2 本件処分の妥当性について

異議申立人は、本件処分に対し、別件簡易文書処理簿及び別件文書発送簿に記載の行政文書を例示し、本件対象文書以外に対象文書が存在する旨主張しているため、以下、その存否について検討する。

まず、当審査会から実施機関に対して、本件対象文書の探索方法を確認したところ、本件請求において対象となる行政文書、すなわち本件対象期間において国土交通省から取得したもの及び同省宛てに作成したもの（メール及び聞き取り票を含む。）の有無を道路河川管理室及び砂防室において確認すると同時に、別件簡易文書処理簿及び別件文書発送簿と照合・確認し、対象文書を抽出したということであった。

そこで、当審査会において本件処分に係る決裁文書を見分したところ、本件処分を行う際に、実施機関が別件簡易文書処理簿及び文書発送簿で施行した行政文書と別件処分で開示した行政文書を照合・確認した照合表が存在することが確認できた。

なお、実施機関の文書担当部署に確認したところ、簡易文書処理簿とは簡易な通知などを起案処理するための様式であり、本件請求当時は、行政文書を発送する際に受信者名や件名などを記録するものとしても使用されていたとのことであった。また、文書発送簿とは施行文書に付する文書番号を管理するための様式ということであった。

当該照合表によると、本件対象文書のうち、本件対象文書1は別件異議申立てで例示された上記1（1）の行政文書に相当し、本件対象文書2は上記第3の2で例示された「①」の行政文書に相当し、本件対象文書3は上記第3の2で例示された「②」及び別件異議申立てで例示された上記1（2）の行政文書に相当することが認められる。そして、上記第3の2で例示された「③」の行政文書については、当審査会が確認したところ、別件処分3で既に関示されていることが確認できた。

そうすると、実施機関の本件対象文書の探索方法に不十分な点は認められない。また、他に対象となり得るものの存在をうかがわせる事情も認められない。

以上のことから、実施機関が、本件対象文書以外に本件請求の対象となる行政文書を保有しているとは認められない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 21 年 2 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問を受けた。
令和 2 年 8 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和 2 年 10 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和 2 年 10 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 3 年 2 月 19 日 (令和 2 年度第 10 回第 2 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。
令和 3 年 3 月 19 日 (令和 2 年度第 11 回第 2 部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

石 井 誠一郎	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授